

# 一般社団法人 日本輸血・細胞治療学会

## 教育委員会運営規程

### (目的)

第1条 本委員会は、輸血および細胞治療分野において卒前・卒後教育に関わるプログラムを立案し、実行する。

### (業務)

第2条 卒前・卒後の輸血医学教育カリキュラムの作成および改訂作業

- 2 輸血および細胞治療分野の教育制度について文部科学省および厚生労働省に要望書を提案する。
- 3 自学学習教材の作成と広報活動を行う。
- 4 関係団体と協力して、輸血および細胞治療分野を学ぶ人達の生涯学習を支援する。

### (構成)

第3条 委員会は委員長1名および若干名の委員をもって構成する。

### (審議)

第4条 審議は原則として総会及び秋季シンポジウムに合わせて開催される委員会で行う。

- 2 時間的な制約がある場合はメーリングリストによる持ち回り審議を行うことができる。

### (附則)

第5条 本委員会運営規程は平成25年11月1日から施行する。